

# 立命館大学学籍に関する規程

## 第1章 目的

第1条 この規程は、立命館大学学則（以下、「学則」という。）、立命館大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）および立命館大学専門職大学院学則（以下、「専門職大学院学則」という。）に規定する学生の休学、復学、転籍、留学、国内交流派遣、退学、除籍、卒業、修了等に関し必要な事項を定める。

## 第2章 休学

（休学の申請）

第2条 休学を願い出る者は、休学願および次の各号に掲げる休学事由区分に応じ当該各号に定める書類を添えて学部長または研究科長に願い出なければならない。これらの書類は、いずれも当該学生本人が継続して2か月以上就学することができないことを証明するものでなければならない。

- (1) 病気 医師の診断書
- (2) 家庭の事情 理由書
- (3) 経済的理由 理由書
- (4) 勤務の都合 勤務先の証明書
- (5) 海外渡航（私費による海外留学） 留学先の受入証明書
- (6) 学長が決定した緊急災害 所定の書類
- (7) その他 学部長または研究科長が定める書類

（休学期間の単位および開始日）

第3条 休学期間は、前期、後期または当該学年の1年のいずれかを単位とする。

2 前項にかかわらず、学期または学年の開始日以後に休学の許可をしたときは、当該許可日を休学の開始日とする。

3 学期または学年の開始日から前項の休学開始日の前日までを休学期間とみなす。

（休学の申請期限）

第4条 休学を願い出ることができる期限は、前期また当該学年の1年の休学を希望する場合は5月31日まで、後期の休学を希望する場合は11月30日までとする。

（休学終了者の手続）

第5条 休学が終了する者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間中に復学願もしくは休学願を添えて学部長もしくは研究科長に、または退学願を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 前期末に終了する者 当該年度の8月1日から8月末日まで
  - (2) 後期末に終了する者 当該年度の2月1日から2月末日まで
- 2 新たに在留資格「留学」の取得が必要な外国人留学生在が復学を願い出る場合は、前条に規定する期間のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該区分に定める期間中に願い出ることを認める。
- (1) 前期末に終了する者 当該年度の6月1日から6月末日まで
  - (2) 後期末に終了する者 当該年度の12月1日から12月末日まで

## 第3章 復学

（復学の申請）

第6条 復学を願い出る者は、前条の期間中に復学願を添えて学部長または研究科長に願い出なければならない。

2 休学事由が病気である場合には、前項の書類の他診断書をあわせて提出し、本大学保健センターの診断を受診しなければならない。

第7条 復学の開始日は、復学を許可する学期の開始日とする。

#### 第4章 転籍

(転籍の資格)

第8条 学部の転籍ができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たす者でなければならない。

(1) 2年次転籍 1年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。

(2) 3年次転籍 1年次および2年次に配当されている外国語科目を全て修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

2 前項各号にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部および文学部において、社会人特別入学試験により入学した者ならびに理工学部、情報理工学部および生命科学部において、外国人留学生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。

(1) 2年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。

(2) 3年次転籍 卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

3 第1項各号にかかわらず、法学部、経済学部、経営学部、産業社会学部、政策科学部、文学部、国際関係学部、映像学部およびスポーツ健康科学部において、外国人留学生特別入学試験により入学した者で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の要件を満たすものは、学部の転籍ができる。

(1) 2年次転籍 外国語科目(日本語)6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が30単位以上あること。

(2) 3年次転籍 外国語科目(日本語)6単位および日本事情等に関する科目4単位を修得し、卒業要件に算入できる修得単位が60単位以上あること。

(転籍の出願)

第9条 転籍を志願する者は、所定の期日までに、転籍願その他必要な書類に転籍選考手数料を添えて、転籍元の学部長または研究科長に願い出なければならない。

2 転籍については、複数の学部または研究科に願い出ることはいできない。

#### 第5章 留学

(留学の申請)

第10条 留学を志願する者は、所定の期日までに留学願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学部長または研究科長に願い出なければならない。

(留学の開始日および終了日)

第11条 留学期間の開始日および終了日は、留学を許可する学期の開始日および終了日とする。

(留学終了者の手続)

第12条 留学を終了し、帰国した者は、留学終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位取得証明書を学部長または研究科長に提出しなければならない。

(留学の取消)

第13条 留学の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、学部の学生にあっては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあっては研究科委員会または研究科教授会(以下、「研究科委員会等」という。)の議を経て研究科長が留学の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 留学に関する手続等を怠ったとき
- (3) 学生査証が認められないとき
- (4) その他学生としての本分に反したとき

## 第6章 国内交流派遣

(国内交流派遣の申請)

第14条 国内交流派遣を志願する者は、所定の期日までに国内交流派遣願とあわせて受入機関の承諾書を添えて学部長に願い出なければならない。

(国内交流派遣の開始日および終了日)

第15条 国内交流派遣期間の開始日および終了日は、国内交流派遣を許可する学期の開始日および終了日とする。

(国内交流派遣終了者の手続)

第16条 国内交流派遣を終了した者は、国内交流派遣終了届ならびに履修期間および成績が明記されている単位取得証明書を学部長に提出しなければならない。

(国内交流派遣の取消)

第17条 国内交流派遣の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て学部長が国内交流派遣の許可を取消することができる。

- (1) 修学または研究の実があがらないと認められるとき
- (2) 国内交流派遣に関する手続等を怠ったとき
- (3) その他学生としての本分に反したとき

## 第7章 退学

(退学の申請)

第18条 退学しようとする者は、退学願を添えて学長に願い出なければならない。

(退学日)

第19条 退学の許可を得た者の退学日は、教授会または研究科委員会等の議を経て、学長が決定する。

## 第8章 除籍

(除籍日)

第20条 学則第53条第1項、大学院学則第19条第1項および専門職大学院学則第22条の3第1項に規定する除籍対象者の除籍日は、別表1のとおりとする。

## 第9章 卒業および修了の日

(卒業および修了の日)

第21条 学部の卒業の日は、春分の日とする。ただし、前期に卒業要件を満たした者の卒業の

日は、秋分の日とする。

- 2 大学院博士課程前期課程、修士課程または専門職学位課程の修了の日は、春分の日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は、秋分の日とする。
- 3 大学院博士課程後期課程または一貫制博士課程の修了の日は3月31日とする。ただし、前期に修了要件を満たした者の修了の日は9月25日とする。

第22条 卒業または修了該当者が3か月以内の停学処分を受け、その処分解除日が前条に規定する卒業または修了の日を超えるときは、解除日の翌日を卒業または修了の日とする。

- 2 前項に規定する卒業または修了の日および3か月を超える停学処分を受けた者の卒業または修了の日が、前期または後期中途となるときは、当該学生の願い出により、教授会または研究科委員会等の議を経て学長が、これを前条に規定する卒業または修了の日とすることができる。
- 3 前2項に規定する卒業または修了の日を含む学期分の学費の取り扱いについては、立命館大学学費等納付に関する規程第12条による。

## 第10章 その他

(保証人)

第23条 保証人は、父母または独立の生計を営む者で保証人としての責務を確実に果たし得るものでなければならない。学部長または研究科長が保証人として不適当と認めるときは、その変更を命ずることがある。

- 2 保証人は、保証する学生の在籍中に関する事項について一切の責に任じなければならない。
- 3 保証人が死亡したときまたはこれを変更しようとするときは、遅滞なく届けなければならない。その住所を変更した場合も同様とする。

(学生の氏名)

第24条 学籍簿、その他の各種証明書に記載する学生の氏名については、次のとおり取扱う。

- (1) 日本国籍を有する学生にあつては戸籍上の氏名とする。ただし、学生から通称名を使用する旨の申し出がある場合には、学部の学生にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあつては研究科委員会の議を経て研究科長が通称名の使用を認めることがある。
- (2) 外国籍を有する学生にあつては外国人登録証明書または旅券に記載されている氏名または通称名とする。
- (3) 通称名を使用する際には、学籍簿、卒業証書および学位記については通称名を記載したうえで、日本国籍を有する学生にあつては戸籍上の氏名を、外国籍を有する学生にあつては外国人登録証明書または旅券に記載されている氏名を併記する。

(二重学籍の禁止)

第25条 学生は、在籍中に他の学部、研究科または他の大学（短期大学を含む。）の学生または科目等履修生等になることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学の科目等履修生または他の大学（短期大学を含む。）の学生もしくは科目等履修生等になることを志望する場合には、教育、研究上必要であり、それぞれの大学における学修条件等に支障がないと認められるときに限り、学部の学生にあつては教授会の議を経て学部長が、研究科の学生にあつては研究科委員会等の議を経て、研究科長が許可することがある。

第26条 本規程の改廃は、教務会議の議を経て大学協議会が行う。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則（2010年3月19日 除籍対象者追加、休学等の申請先の規定等に伴う一部改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、第20条別表1(3)は2010年度入学者から適用する。

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則（2011年5月13日 転籍要件の変更等に伴う一部改正）

1 この規程は、2011年5月13日から施行し、2011年4月1日から適用する。

2 前項にかかわらず、国際関係学部の2011年度入学生は、第8条第3項を適用しない。

別表1

除籍対象者		除籍日
(1) 学費または在籍料を納めない者	①前期分学費未納者および 前期分在籍料未納者	8月末日
	②後期分学費未納者および 後期分在籍料未納者	2月末日
(2) 在学年限を超えた者		在学年限の最終日
(3) 休学期間を超えてなお復学しない者		休学期間終了日
(4) 休学期間終了日までに所定の手続をとらなかった者		休学期間終了日
(5) 死亡した者		死亡日
(6) 大学院委員会において修業の見込みがないと認めた者		大学院委員会の議を経て 学長が決定する日